

保護者のみなさまへ

就学援助制度について（お知らせ）

御前崎市教育委員会
御前崎市牧之原市学校組合教育委員会

1 就学援助制度とは

経済的な理由で、学用品の購入や給食費の支払いなどでお困りの家庭に、公立小・中学校での就学にかかる費用の一部を補助する制度です。

2 対象者は

下記の認定基準のいずれかに該当する世帯の児童・生徒の保護者で、経済的に要保護者に準じる程度に困窮していると教育委員会が認定した方です。

- ・ 市民税が非課税である方
- ・ 児童扶養手当を受けている方
- ・ 国民年金の掛金が減免されている方
- ・ 上記以外で、保護者が死亡したり災害にあったりした場合、または経済的に児童・生徒が就学困難となる特別な事情がある方

3 援助される費用は

援助の対象となるものは、学用品費・通学用品費・新入学学用品費・修学旅行費・校外活動費・学校給食費（有償の方のみ）です。

4 手続きの方法は

- ① 「就学援助申込書」を学校でもらう。
- ② 必要事項を記入したら、地域担当の民生委員に意見を書いてもらう。
- ③ 申請に必要な書類一式をお子さんの通う学校へ提出する。

※ 認定については、収入状態や学校・家庭内の状況等をもとに、学校長、民生委員の意見などを参考にして総合的に検討し判断します。

5 問い合わせ先

- ① 御前崎市教育委員会教育総務課 電話0537-29-8733
- ② 各学校事務室

【参考】令和6年度就学援助費学用品費等支給限度表

項目	小学校	中学校	備考
学校給食費	—	実費 50,750(限度額)	御前崎市立園・学校の給食費は、令和2年度から市が負担し、御前崎市民は無償化になっています。
修学旅行費	実費 22,690(限度額)	実費 60,910(限度額)	参加者全員が共通に負担する額
校外活動費(宿泊なし)	実費 1,600(限度額)	実費 2,310(限度額)	
校外活動費(宿泊あり)	実費 3,690(限度額)	実費 6,210(限度額)	
学用品等購入費	11,630	22,730	
新入学児童生徒学用品費等	57,060	63,000	

※修学旅行費、校外活動費は限度額を超える場合は、限度額。

◆お問い合わせ先

- ・ 御前崎市教育委員会 教育総務課
TEL 0537-29-8733